

スルッと QRtto(クルット)デジタル乗車券取扱細則

【2025年8月1日より適用】

改 定	現 行
<p>② スルッと QRtto (クルット) デジタル乗車券取扱細則 2024. 6. 17 制定 2025. 8. 1 改定</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 { (現行どおり) (定義) 第2条</p> <p>(用語の意義) 第3条 この細則において使用する用語は、規程の定めるところによるほか、次の各号に定める意味を有するものとする。 (1)「スルッと QRtto」とは、株式会社スルッと KANSAI が運営する、発売サービス、登録ユーザの情報、乗車券情報等を管理する仕組みの総称をいう。 (2)「スルッと QRtto デジタル乗車券」とは、デジタル乗車券のうち、スルッと QRtto 乗車券管理サーバに乗車券情報を保持するものをいう。 (3)「スルッと QRtto デジタル普通券」とは、スルッと QRtto デジタル乗車券のうち片道券および往復券をいう。 (4)「本サービス」とは、スルッと QRtto デジタル乗車券の発売に関する当社のサービスおよびスルッと QRtto デジタル乗車券による当社線の利用に関するサービスの総称をいう。 (5)「登録ユーザ」とは、株式会社スルッと KANSAI が制定する「スルッと QRtto 利用規約」に定める事項に同意のうえ、スルッと QRtto に自らの情報を登録し、スルッと QRtto が提供するサービスを購入および使用する旅客をいう。 (6)「利用者」とは、スルッと QRtto デジタル乗車券により当社線を利用する旅客のうち、自らの情報端末により改札を<u>受ける</u>登録ユーザ以外の旅客をいう。 (7)「同行者」とは、スルッと QRtto デジタル乗車券により当社線を利用する旅客のうち、他の登録ユーザまたは利用者の情報端末により改札を<u>受ける</u>、登録ユーザまたは利用者以外の旅客をいう。 (8)「外部サービス」とは、スルッと QRtto と連動し、当社のスルッと QRtto デジタル乗車券を発売することができる、スルッと QRtto 以外の発売サービスをいう。 (9)「分配券」とは、登録ユーザまたは利用者が複数枚を一括で購入したスルッと QRtto デジタル乗車券のうち、他の旅客に分配したものをいう。 (10)「分配元」とは、分配券を他の旅客に分配した登録ユーザまたは利用者をいう。 (11)「分配先」とは、分配元から分配券を受け取った旅客をいう。 (12)「目視改札」とは、係員がスルッと QRtto デジタル乗車券を目視にて確認することにより改札することをいう。 (13)「読取改札」とは、所定の2次元バーコードを登録ユーザまたは利用者自身が所持する情報端末にて正常に読み取ったことを係員が確認することにより改札することをいう。</p>	<p>② スルッと QRtto (クルット) デジタル乗車券取扱細則 2024. 6. 17 制定</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 { (省 略) (定義) 第2条</p> <p>(用語の意義) 第3条 この細則において使用する用語は、規程の定めるところによるほか、次の各号に定める意味を有するものとする。 (1)「スルッと QRtto」とは、株式会社スルッと KANSAI が運営する、発売サービス、登録ユーザの情報、乗車券情報等を管理する仕組みの総称をいう。 (2)「スルッと QRtto デジタル乗車券」とは、デジタル乗車券のうち、スルッと QRtto 乗車券管理サーバに乗車券情報を保持するものをいう。 (3)「スルッと QRtto デジタル普通券」とは、スルッと QRtto デジタル乗車券のうち片道券および往復券をいう。 (4)「本サービス」とは、スルッと QRtto デジタル乗車券の発売に関する当社のサービスおよびスルッと QRtto デジタル乗車券による当社線の利用に関するサービスの総称をいう。 (5)「登録ユーザ」とは、株式会社スルッと KANSAI が制定する「スルッと QRtto 利用規約」に定める事項に同意のうえ、スルッと QRtto に自らの情報を登録し、スルッと QRtto が提供するサービスを購入および使用する旅客をいう。 (6)「利用者」とは、スルッと QRtto デジタル乗車券により当社線を利用する旅客のうち、自らの情報端末により改札を<u>うける</u>登録ユーザ以外の旅客をいう。 (7)「同行者」とは、スルッと QRtto デジタル乗車券により当社線を利用する旅客のうち、他の登録ユーザまたは利用者の情報端末により改札を<u>うける</u>、登録ユーザまたは利用者以外の旅客をいう。 (8)「外部サービス」とは、スルッと QRtto と連動し、当社のスルッと QRtto デジタル乗車券を発売することができる、スルッと QRtto 以外の発売サービスをいう。 (9)「分配券」とは、登録ユーザまたは利用者が複数枚を一括で購入したスルッと QRtto デジタル乗車券のうち、他の旅客に分配したものをいう。 (10)「分配元」とは、分配券を他の旅客に分配した登録ユーザまたは利用者をいう。 (11)「分配先」とは、分配元から分配券を受け取った旅客をいう。 (12)「目視改札」とは、係員がスルッと QRtto デジタル乗車券を目視にて確認することにより改札することをいう。 (13)「読取改札」とは、所定の2次元バーコードを登録ユーザまたは利用者自身が所持する情報端末にて正常に読み取ったことを係員が確認することにより改札することをいう。</p>

\* 下線部が改定箇所。

スルッと QRtto(クルッと)デジタル乗車券取扱細則

【2025年8月1日より適用】

改 定	現 行
<p>(契約の成立時期および適用規定) 第4条 (現行どおり)</p> <p>(使用環境) 第5条 登録ユーザまたは利用者は、本サービスの使用にあたり必要な情報端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスおよびその他必要となる設備を自らの責任において準備、維持するものとする。 2 登録ユーザまたは利用者は、本サービスの使用にあたって必要となる通信費等を自らの責任において負担するものとする。 3 登録ユーザまたは利用者は、情報端末の故障または<b>充電切れ</b>、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定である等の事由により情報端末を正常に使用できる状態にないとき、または情報端末の機能上の制限があるとき、本サービスの一部または全部を使用できない場合がある。また、登録ユーザまたは利用者は、情報端末について当社が別に定める推奨環境に準拠しないとき、本サービスの一部または全部を使用できない場合がある。</p> <p>(使用の制限または停止) 第6条 (現行どおり)</p> <p>(誤購入したスルッと QRtto デジタル乗車券の取扱方) 第16条</p> <p>(分配) 第17条 登録ユーザは第12条の規定により一括で購入した<b>複数枚のスルッと QRtto デジタル乗車券を</b>スルッと QRtto 利用規約の定めに従い他の旅客に分配することができる。 2 外部サービスで購入したスルッと QRtto デジタル乗車券の分配に関する事項は外部サービスの定めによるものとする。</p> <p>(スルッと QRtto デジタル乗車券の旅行中止による通用期間の延長及び払いもどし) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(列車等の運行不能又は遅延の場合の取扱方) 第19条</p>	<p>(契約の成立時期および適用規定) 第4条 (省 略)</p> <p>(使用環境) 第5条 登録ユーザまたは利用者は、本サービスの使用にあたり必要な情報端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスおよびその他必要となる設備を自らの責任において準備、維持するものとする。 2 登録ユーザまたは利用者は、本サービスの使用にあたって必要となる通信費等を自らの責任において負担するものとする。 3 登録ユーザまたは利用者は、情報端末の故障または<b>電池切れ</b>、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定である等の事由により情報端末を正常に使用できる状態にないとき、または情報端末の機能上の制限があるとき、本サービスの一部または全部を使用できない場合がある。また、登録ユーザまたは利用者は、情報端末について当社が別に定める推奨環境に準拠しないとき、本サービスの一部または全部を使用できない場合がある。</p> <p>(使用の制限または停止) 第6条 (省 略)</p> <p>(誤購入したスルッと QRtto デジタル乗車券の取扱方) 第16条</p> <p>(分配) 第17条 登録ユーザは第12条の規定により一括で購入した<b>複数枚のスルッと QRtto デジタル乗車券の一部を</b>スルッと QRtto 利用規約の定めに従い他の旅客に分配することができる。 2 外部サービスで購入したスルッと QRtto デジタル乗車券の分配に関する事項は外部サービスの定めによるものとする。</p> <p>(スルッと QRtto デジタル乗車券の旅行中止による通用期間の延長及び払いもどし) 第18条 (省 略)</p> <p>(列車等の運行不能又は遅延の場合の取扱方) 第19条</p>

\* 下線部が改定箇所。

スルッと QRtto(クルット)デジタル乗車券取扱細則

【2025年8月1日より適用】

改 定	現 行
<p>(列車が運行不能となった場合の払いもどしの取扱方)</p> <p>第20条 スルッと QRtto デジタル乗車券についての旅客営業規則第136条に定める払いもどしの請求は、払いもどそうとするスルッと QRtto デジタル乗車券を購入した登録ユーザのみが行うことができ、その払いもどしは当社の定める方法により、購入単位で1回のみ行う。</p> <p>2 払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの口座に対し行う。返金の取扱いについては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めによるものとする。</p> <p>3 外部サービスで発売するスルッと QRtto デジタル乗車券の本条による払いもどしの取扱いは、外部サービスの定めによるものとする。</p> <p>第3章 使用 (使用方法)</p> <p>第21条 { (現行どおり)</p> <p>附 則 〔旅客の輸送契約条件の変更〕</p>	<p>(列車が運行不能となった場合の払いもどしの取扱方)</p> <p>第20条 スルッと QRtto デジタル乗車券についての旅客営業規則第136条に定める払いもどしの請求は、払いもどそうとするスルッと QRtto デジタル乗車券を購入した登録ユーザのみが行うことができ、その払いもどしは当社の定める方法により、購入単位で1回のみ行う。</p> <p>2 払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの口座に対し行う。返金の取扱いについては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めによるものとする。</p> <p>3 外部サービスが発売するスルッと QRtto デジタル乗車券の本条による払いもどしの取扱いは、外部サービスの定めによるものとする。</p> <p>第3章 使用 (使用方法)</p> <p>第21条 { (省 略)</p> <p>附 則 〔旅客の輸送契約条件の変更〕</p>

\* 下線部が改定箇所。